第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画の概要について

1. 計画策定の趣旨

市民の様々なニーズに応え、本市の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を、平成27年3月に赤穂市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:平成27年度~31年度)として策定しました。

この計画が令和元年度末をもって終了することから、昨年度に実施した、市民の子育て支援に関するニーズ調査結果を踏まえ、本市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とした第2期赤穂市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) 子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めます。
- (2) 「赤穂市総合計画」や「第2期赤穂市地域福祉計画」、また、各種関連計画と連携・整合を図り、 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「赤穂市次世代育成支援行動計画(後期)」の考えや取 り組みを踏まえた計画と位置づけます。

3. 計画期間

令和元年度 ~ 令和6年度

4. 計画で定める事項

- (1) 子ども・子育て支援法第61条第2項各号及び第3項各号に定める事項
- (2) 次世代育成支援対策推進法第8条第2項各号に定める事項

5. 計画の策定体制

市は、計画策定にあたり、「赤穂市子ども・子育て会議」において子どもの保護者や子ども・子育てに 係る当事者等の意見を反映させながら策定します。